

○大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

平成25年3月4日

条例第31号

大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を公布する。

大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(基準該当介護予防サービスに関する基準)

第3条 法第54条第1項第2号の条例で定める基準は、次条、第5条及び第11条に定めるもののほか、次の各号に掲げる基準該当介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

- (1) 基準該当介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準第58条第1項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第58条から第60条まで並びに指定介護予防サービス等基準第61条において準用する指定介護予防サービス等基準第46条、第49条の2から第49条の8まで、第49条の10から第49条の13まで、第50条（第1項を除く。）、第50条の2から第51条まで、第52条第1項、第53条から第53条の7まで、第53条の8（第5項及び第6項を除く。）、第53条の9から第53条の11まで、第54条第1項、第56条及び第57条並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号。以下「令和6年改正省令」という。）附則第2条（指定介護予防サービス等基準に係る部分に限る。以下同じ。）
- (2) 基準該当介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準第179条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第180条（第4項を除く。）、第181条、第182条及び第183条（第1項を除く。）並びに指定介護予防サービス等基準第185条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の2の2、第53条の4から第53条の11まで（第53条の8第5項及び第6項並びに第53条の9第2項を除く。）、第120条の2、第120条

の4、第128条、第133条、第134条、第135条（第1項を除く。）、第136条から第140条の2まで、第141条第1項及び第143条から第150条まで並びに令和6年改正省令附則第2条並びに第3条及び第4条（これらの規定のうち指定介護予防サービス等基準に係る部分に限る。以下同じ。）

- (3) 基準該当介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準第279条第1項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第279条並びに指定介護予防サービス等基準第280条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の8まで、第49条の10から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の2の2、第53条の5から第53条の11まで（第53条の8第5項及び第6項を除く。）、第120条の2第1項、第2項及び第4項、第265条、第267条、第268条、第269条（第1項を除く。）、第270条から第274条まで、第275条第1項並びに第277条から第278条の2まで並びに令和6年改正省令附則第2条

（基準該当介護予防サービスに係る管理者の責務）

第4条 基準該当介護予防サービスの事業を行う者（以下「基準該当介護予防サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、次の各号に掲げる基準該当介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- (1) 基準該当介護予防訪問入浴介護 指定介護予防サービス等基準第61条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の8まで、第49条の10から第49条の13まで、第50条（第1項を除く。）、第50条の2から第51条まで、第53条から第53条の7まで、第53条の8（第5項及び第6項を除く。）、第53条の9から第53条の11まで、第54条第1項、第56条及び第57条並びに令和6年改正省令附則第2条
- (2) 基準該当介護予防短期入所生活介護 指定介護予防サービス等基準第185条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第53条の2の2、第53条の4から第53条の11まで（第53条の8第5項及び第6項並びに第53条の9第2項を除く。）、第120条の2、第120条の4、第133条、第134条、第135条（第1項を除く。）、第136条から第140条の2まで、第141条第1項及び第143条から第150条まで並びに令和6年改正省令附則第2条から第4条まで
- (3) 基準該当介護予防福祉用具貸与 指定介護予防サービス等基準第280条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の8まで、第49条の10から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第53条の2の2、第53条の5から第53条の11まで（第53条の8第5項及び第6項を除く。）、第120条の2第1項、第2項及び第4項、第269条（第1項を除く。）、第270条から第274条まで、第275条第1項並びに第277条から第278条の2まで並びに令和6年改正省令附則第2条

(基準該当介護予防サービスに係る記録の整備)

第5条 基準該当介護予防サービス事業者は、次の各号に掲げる基準該当介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める利用者に対する基準該当介護予防サービスの提供に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 基準該当介護予防訪問入浴介護 指定介護予防サービス等基準第54条第2項各号に掲げる記録
- (2) 基準該当介護予防短期入所生活介護 指定介護予防サービス等基準第185条において読み替えて準用する指定介護予防サービス等基準第141条第2項各号に掲げる記録
- (3) 基準該当介護予防福祉用具貸与 指定介護予防サービス等基準第275条第2項各号に掲げる記録
(法第115条の2第2項第1号の条例で定める者等)

第6条 法第115条の2第2項第1号(法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人である者とする。ただし、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請又は指定の更新の申請にあつては、この限りでない。

(共生型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに共生型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第6条の2 法第115条の2の2第1項第1号の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同項第2号の指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、次条、第6条の4及び第11条に定めるもののほか、指定介護予防サービス等基準第1条から第3条まで及び第165条並びに指定介護予防サービス等基準第166条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の2の2、第53条の4から第53条の11まで(第53条の9第2項を除く。)、第120条の2、第120条の4、第128条、第130条、第133条から第140条の2まで、第141条第1項及び第143条から第150条まで並びに令和6年改正省令附則第2条から第4条までに定めるところによる。

(共生型介護予防サービスに係る管理者の責務)

第6条の3 共生型介護予防サービスの事業を行う者(以下「共生型介護予防サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、指定介護予防サービス等基準第166条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第53条の2の2、第53条の4から第53条の11まで(第53条の9第2項を除く。)、第120条の2、第120条の4、第133条から第140条の2まで、第141条第1項及び第143条から第150条まで並びに令和6年改正省令附則第2条から第4条までに係る部分並びに次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(共生型介護予防サービスに係る記録の整備)

第6条の4 共生型介護予防サービス事業者は、利用者に対する共生型介護予防サービスの提供に関する指定介護予防サービス等基準第166条において読み替えて準用する指定介護予防サービス等基準第141条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第7条 法第115条の4第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条から第11条までに定めるもののほか、指定介護予防サービス等基準第1条から第3条まで及び次の各号に掲げる指定介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

- (1) 指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準第46条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第46条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第53条の11まで、第54条第1項、第56条及び第57条並びに令和6年改正省令附則第2条
- (2) 指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービス等基準第62条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第62条から第67条まで、第69条から第72条の2まで、第73条第1項及び第75条から第77条まで並びに指定介護予防サービス等基準第74条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2、第49条の3、第49条の5から第49条の7まで、第49条の9から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第52条第1項及び第53条の2の2から第53条の11まで並びに令和6年改正省令附則第2条
- (3) 指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第78条から第82条まで、第83条第1項、第85条及び第86条並びに指定介護予防サービス等基準第84条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の7まで、第49条の9から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の2の2から第53条の5まで、第53条の7から第53条の11まで、第67条及び第72条の2並びに令和6年改正省令附則第2条
- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導（指定介護予防サービス等基準第87条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第87条から第91条まで、第92条第1項、第94条及び第95条並びに指定介護予防サービス等基準第93条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の7まで、第49条の10、第49条の12、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の2の2から第53条の5まで、第53条の7から第53条の11まで、第67条及び第72条の2並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する

る基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号。以下「令和3年改正省令」という。）
附則第2条及び第3条（これらの規定のうち指定介護予防サービス等基準に係る部分に限る。以下
同じ。）並びに令和6年改正省令附則第2条

- (5) 指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準第116条に規定する指定介護
予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第116条から第118
条の3まで、第119条第1項、第120条から第121条まで、第122条第1項及び第123条から第127条
まで並びに令和6年改正省令附則第2条
- (6) 指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準第128条に規定する指定介護予防短
期入所生活介護をいう。以下同じ。）（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介
護予防サービス等基準第151条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。
以下同じ。）に係るものを除く。） 指定介護予防サービス等基準第128条から第131条まで、第132
条（第7項第1号を除く。）、第133条から第140条の2まで、第141条第1項及び第143条から第150
条まで並びに指定介護予防サービス等基準第142条において準用する指定介護予防サービス等基準
第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の
3、第52条第1項、第53条の2の2、第53条の4から第53条の11まで（第53条の9第2項を除く。）、
第120条の2及び第120条の4並びに令和6年改正省令附則第2条から第4条まで
- (7) 指定介護予防短期入所生活介護（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に係るものに
限る。） 指定介護予防サービス等基準第129条、第130条、第151条、第152条、第153条（第7項
第1号を除く。）、第154条から第158条まで及び第160条から第164条まで並びに指定介護予防サー
ビス等基準第159条において準用する指定介護予防サービス等基準第133条、第134条、第136条、第
137条、第139条の2から第140条の2まで及び第141条第1項並びに指定介護予防サービス等基準第
159条において準用する指定介護予防サービス等基準第142条において準用する指定介護予防サー
ビス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第
50条の3、第52条第1項、第53条の2の2、第53条の4から第53条の11まで（第53条の9第2項を
除く。）及び第120条の4並びに令和3年改正省令附則第6条第2項及び第7条（これらの規定のう
ち指定介護予防サービス等基準に係る部分に限る。以下同じ。）並びに令和6年改正省令附則第2
条から第4条まで
- (8) 指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準第186条に規定する指定介護予防短
期入所療養介護をいう。以下同じ。）（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介
護予防サービス等基準第203条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。
以下同じ。）に係るものを除く。） 指定介護予防サービス等基準第186条から第193条まで、第194
条第1項及び第196条から第202条まで並びに附則第7条から第9条まで、第11条及び第12条並びに
指定介護予防サービス等基準第195条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3か

ら第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の2の2、第53条の4、第53条の5、第53条の7から第53条の11まで（第53条の9第2項を除く。）、第120条の2、第120条の4、第121条、第133条、第134条第2項、第140条及び第140条の2並びに令和6年改正省令附則第2条から第4条まで

(9) 指定介護予防短期入所療養介護（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に係るものに限る。） 指定介護予防サービス等基準第187条、第203条から第209条まで及び第211条から第215条まで並びに指定介護予防サービス等基準第210条において準用する指定介護予防サービス等基準第189条、第191条及び第194条第1項並びに指定介護予防サービス等基準第210条において準用する指定介護予防サービス等基準第195条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の2の2、第53条の4、第53条の5、第53条の7から第53条の11まで（第53条の9第2項を除く。）、第120条の4、第121条、第133条、第134条第2項、第140条及び第140条の2並びに令和6年改正省令附則第2条から第4条まで

(10) 指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準第230条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を除く。） 指定介護予防サービス等基準第230条から第235条まで、第237条から第243条まで、第244条第1項及び第246条から第252条まで並びに附則第15条、第19条及び第21条並びに指定介護予防サービス等基準第245条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5、第49条の6、第50条の2から第51条まで、第52条第1項、第53条の2の2、第53条の4から第53条の8まで、第53条の10から第53条の11まで、第120条の4、第139条の2及び第140条の2並びに令和6年改正省令附則第2条及び4条並びに第5条（指定介護予防サービス等基準に係る部分に限る。以下同じ。）

(11) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定介護予防サービス等基準第253条から第260条まで、第261条第1項、第263条及び第264条並びに附則第15条、第18条、第20条及び第21条並びに指定介護予防サービス等基準第262条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5、第49条の6、第50条の2から第51条まで、第52条第1項、第53条の2の2、第53条の4から第53条の8まで、第53条の10から第53条の11まで、第120条の4、第139条の2、第235条、第237条、第238条、第239条及び第241条から第243条まで並びに令和6年改正省令附則第2条

(12) 指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準第265条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第265条から第274条まで、第275条第1項及び第277条から第278条の2まで並びに指定介護予防サービス等基準第276条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第52

条第1項、第53条の2の2、第53条の5から第53条の11まで並びに第120条の2第1項、第2項及び第4項並びに令和6年改正省令附則第2条

- (13) 指定特定介護予防福祉用具販売（指定介護予防サービス等基準第281条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第281条から第287条まで、第288条第1項及び第290条から第292条まで並びに指定介護予防サービス等基準第289条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の8まで、第49条の10から第49条の12まで、第50条の3、第52条第1項、第53条の2の2、第53条の3、第53条の5から第53条の11まで、第120条の2第1項、第2項及び第4項、第270条から第272条まで並びに第274条並びに令和6年改正省令附則第2条

（指定介護予防サービスに係る管理者の責務）

第8条 指定介護予防サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、次の各号に掲げる指定介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- (1) 指定介護予防訪問入浴介護 指定介護予防サービス等基準第49条の2から第51条まで、第53条から第53条の11まで、第54条第1項、第56条及び第57条並びに令和6年改正省令附則第2条
- (2) 指定介護予防訪問看護 指定介護予防サービス等基準第66条、第67条、第69条から第72条の2まで、第73条第1項及び第75条から第77条まで並びに指定介護予防サービス等基準第74条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2、第49条の3、第49条の5から第49条の7まで、第49条の9から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3及び第53条の2の2から第53条の11まで並びに令和6年改正省令附則第2条
- (3) 指定介護予防訪問リハビリテーション 指定介護予防サービス等基準第81条、第82条、第83条第1項、第85条及び第86条並びに指定介護予防サービス等基準第84条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の7まで、第49条の9から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第53条の2の2から第53条の5まで、第53条の7から第53条の11まで、第67条及び第72条の2並びに令和6年改正省令附則第2条
- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導 指定介護予防サービス等基準第90条、第91条、第92条第1項、第94条及び第95条並びに指定介護予防サービス等基準第93条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の7まで、第49条の10、第49条の12、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第53条の2の2から第53条の5まで、第53条の7から第53条の11まで、第67条及び第72条の2並びに令和3年改正省令附則第2条及び第3条並びに令和6年改正省令附則第2条
- (5) 指定介護予防通所リハビリテーション 指定介護予防サービス等基準第118条の2、第118条の3、第120条から第121条まで、第122条第1項及び第123条から第127条まで並びに令和6年改正省令附則第2条

- (6) 指定介護予防短期入所生活介護（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に係るものを除く。） 指定介護予防サービス等基準第133条から第140条の2まで、第141条第1項及び第143条から第150条まで並びに指定介護予防サービス等基準第142条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第53条の2の2、第53条の4から第53条の11まで（第53条の9第2項を除く。）、第120条の2及び第120条の4並びに令和6年改正省令附則第2条から第4条まで
- (7) 指定介護予防短期入所生活介護（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に係るものに限る。） 指定介護予防サービス等基準第155条から第158条まで及び第160条から第164条まで並びに指定介護予防サービス等基準第159条において準用する指定介護予防サービス等基準第133条、第134条、第136条、第137条、第139条の2から第140条の2まで及び第141条第1項並びに指定介護予防サービス等基準第159条において準用する指定介護予防サービス等基準第142条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第53条の2の2、第53条の4から第53条の11まで（第53条の9第2項を除く。）及び第120条の4並びに令和3年改正省令附則第6条第2項及び第7条並びに令和6年改正省令附則第2条から第4条まで
- (8) 指定介護予防短期入所療養介護（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に係るものを除く。） 指定介護予防サービス等基準第189条から第193条まで、第194条第1項及び第196条から第202条まで並びに指定介護予防サービス等基準第195条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第53条の2の2、第53条の4、第53条の5、第53条の7から第53条の11まで（第53条の9第2項を除く。）、第120条の2、第120条の4、第121条、第133条、第134条第2項、第140条及び第140条の2並びに令和6年改正省令附則第2条から第4条まで
- (9) 指定介護予防短期入所療養介護（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に係るものに限る。） 指定介護予防サービス等基準第206条から第209条まで及び第211条から第215条まで並びに指定介護予防サービス等基準第210条において準用する指定介護予防サービス等基準第189条、第191条及び第194条第1項並びに指定介護予防サービス等基準第210条において準用する指定介護予防サービス等基準第195条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第53条の2の2、第53条の4、第53条の5、第53条の7から第53条の11まで（第53条の9第2項を除く。）、第120条の4、第121条、第133条、第134条第2項、第140条及び第140条の2並びに令和6年改正省令附則第2条から第4条まで
- (10) 指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。） 指定介護予防サービス等基準第234条、第235条、第237条から第243条まで、第244

条第1項及び第246条から第252条まで並びに指定介護予防サービス等基準第245条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5、第49条の6、第50条の2から第51条まで、第53条の2の2、第53条の4から第53条の8まで、第53条の10から第53条の11まで、第120条の4、第139条の2及び第140条の2並びに令和6年改正省令附則第2条、第4条及び第5条

- (11) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定介護予防サービス等基準第258条から第260条まで、第261条第1項、第263条及び第264条並びに指定介護予防サービス等基準第262条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5、第49条の6、第50条の2から第51条まで、第53条の2の2、第53条の4から第53条の8まで、第53条の10から第53条の11まで、第120条の4、第139条の2、第235条、第237条、第238条、第239条及び第241条から第243条まで並びに令和6年改正省令附則第2条
- (12) 指定介護予防福祉用具貸与 指定介護予防サービス等基準第269条から第274条まで、第275条第1項及び第277条から第278条の2まで並びに指定介護予防サービス等基準第276条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第53条の2の2、第53条の5から第53条の11まで並びに第120条の2第1項、第2項及び第4項並びに令和6年改正省令附則第2条
- (13) 指定特定介護予防福祉用具販売 指定介護予防サービス等基準第285条から第287条まで、第288条第1項及び第290条から第292条まで並びに指定介護予防サービス等基準第289条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の8まで、第49条の10から第49条の12まで、第50条の3、第53条の2の2、第53条の3、第53条の5から第53条の11まで、第120条の2第1項、第2項及び第4項、第270条から第272条まで並びに第274条並びに令和6年改正省令附則第2条
(指定介護予防サービスに係る記録の整備)

第9条 指定介護予防サービス事業者は、次の各号に掲げる指定介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める利用者に対する指定介護予防サービスの提供に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 指定介護予防訪問入浴介護 指定介護予防サービス等基準第54条第2項各号に掲げる記録
- (2) 指定介護予防訪問看護 指定介護予防サービス等基準第73条第2項各号に掲げる記録
- (3) 指定介護予防訪問リハビリテーション 指定介護予防サービス等基準第83条第2項各号に掲げる記録
- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導 指定介護予防サービス等基準第92条第2項各号に掲げる記録
- (5) 指定介護予防通所リハビリテーション 指定介護予防サービス等基準第122条第2項各号に掲げる記録
- (6) 指定介護予防短期入所生活介護（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に係るものを除く。） 指定介護予防サービス等基準第141条第2項各号に掲げる記録

- (7) 指定介護予防短期入所生活介護（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に係るものに限る。） 指定介護予防サービス等基準第159条において読み替えて準用する指定介護予防サービス等基準第141条第2項各号に掲げる記録
- (8) 指定介護予防短期入所療養介護（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に係るものを除く。） 指定介護予防サービス等基準第194条第2項各号に掲げる記録
- (9) 指定介護予防短期入所療養介護（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に係るものに限る。） 指定介護予防サービス等基準第210条において読み替えて準用する指定介護予防サービス等基準第194条第2項各号に掲げる記録
- (10) 指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。） 指定介護予防サービス等基準第244条第2項各号に掲げる記録
- (11) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定介護予防サービス等基準第261条第2項各号に掲げる記録
- (12) 指定介護予防福祉用具貸与 指定介護予防サービス等基準第275条第2項各号に掲げる記録
- (13) 指定特定介護予防福祉用具販売 指定介護予防サービス等基準第288条第2項各号に掲げる記録

（指定介護予防短期入所生活介護事業所の廊下の幅）

第10条 指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス等基準第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）の廊下の幅は、1.8メートル以上（中廊下にあっては、2.7メートル以上）とする。ただし、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス等基準第153条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）にあっては、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって当該特別養護老人ホームと一体的に運営が行われるものの廊下については、特別養護老人ホームとして必要とされる幅を有することで足りるものとする。

（電磁的記録等）

第11条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者並びに基準該当介護予防サービス事業者及び基準該当介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定による基準において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次の

各号に掲げる基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(指定介護予防サービス等基準第49条の2第2項第2号に規定する電磁的記録をいう。)により行うことができる。

- (1) 第3条第1号に定める基準のうち指定介護予防サービス等基準第61条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5第1項に係る部分
- (2) 第3条第2号に定める基準のうち指定介護予防サービス等基準第185条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5第1項に係る部分
- (3) 第3条第3号に定める基準のうち指定介護予防サービス等基準第280条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5第1項に係る部分
- (4) 第6条の2に定める基準のうち指定介護予防サービス等基準第166条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5第1項に係る部分
- (5) 第7条第1号に定める基準のうち指定介護予防サービス等基準第49条の5第1項に係る部分
- (6) 第7条第2号に定める基準のうち指定介護予防サービス等基準第74条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5第1項に係る部分
- (7) 第7条第3号に定める基準のうち指定介護予防サービス等基準第84条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5第1項に係る部分
- (8) 第7条第4号に定める基準のうち指定介護予防サービス等基準第93条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5第1項に係る部分
- (9) 第7条第5号に定める基準のうち指定介護予防サービス等基準第123条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5第1項に係る部分
- (10) 第7条第6号に定める基準のうち指定介護予防サービス等基準第142条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5第1項に係る部分
- (11) 第7条第7号に定める基準のうち指定介護予防サービス等基準第159条において準用する指定介護予防サービス等基準第142条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5第1項に係る部分
- (12) 第7条第8号に定める基準のうち指定介護予防サービス等基準第195条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5第1項に係る部分
- (13) 第7条第9号に定める基準のうち指定介護予防サービス等基準第210条において準用する指定介護予防サービス等基準第195条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5第1項に係る部分
- (14) 第7条第10号に定める基準のうち指定介護予防サービス等基準第237条第1項及び指定介護予防サービス等基準第245条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5第1項に係る部分

(15) 第7条第11号に定める基準のうち指定介護予防サービス等基準第262条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5第1項及び第237条第1項に係る部分

(16) 第7条第12号に定める基準のうち指定介護予防サービス等基準第276条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5第1項に係る部分

(17) 第7条第13号に定める基準のうち指定介護予防サービス等基準第289条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5第1項に係る部分

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者並びに基準該当介護予防サービス事業者及び基準該当介護予防サービスの提供に当たる者は、交付等（指定介護予防サービス等基準第293条第2項に規定する交付等をいう。）のうち、この条例の規定による基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。）によることができる。

（指定介護予防サービス等基準等の改正に伴う経過措置）

第12条 指定介護予防サービス等基準（指定介護予防サービス等基準を改正する省令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している指定介護予防サービス等の事業が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

（施行の細目）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第26号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第7条（第9号中指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）附則第3条に係る部分に限る。）及び附則第2項の規定の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）において指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第120条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）が、指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第7条（第6号中指定介護予防サービス等基準第132条第6項第1号イ及びロ並びに第2号イ並びに第7項に係る部分に限

る。)及び第10条の規定は適用しない。

- 3 指定居宅サービス等基準条例第7条(第10号中指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成15年厚生労働省令第28号)附則第3条に係る部分に限る。)の規定の適用を受けているユニット型指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準第140条の4第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。)においてユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定居宅サービス等基準第140条の2に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。)を行うユニット型指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準第140条の4第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。)が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準第153条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第7条に定める基準のうち、同条第7号に定める指定介護予防サービス等基準第153条第6項に係る部分の適用にあつては、同項第1号ロ(2)中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。
- 4 指定居宅サービス等基準条例第7条(第13号及び第14号中指定居宅サービス等基準附則第13条に係る部分に限る。)の規定の適用を受けている有料老人ホーム(老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームをいう。)については、第7条に定める基準のうち、同条第10号に定める指定介護予防サービス等基準第233条第3項に係る部分にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。
- 5 この条例の施行の際現に存する指定介護予防短期入所生活介護事業所のうち、この条例の施行の日の前日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第106号)附則第8条第1項の規定の適用を受けていたものについては、同項に定めるところによる。ただし、記録の保存期間及びこれに係る管理者の指揮命令については、第8条及び第9条の規定の例によるものとする。

附 則(平成27年3月16日条例第53号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日条例第36号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日条例第31号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日条例第51号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

